

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新築住宅に係る税額の減額措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の要件を満たす新築住宅に対して課する固定資産税を3年間（中高層耐火建築物である住宅は5年間）、2分の1に減額する。</p> <p>・ 特例措置の内容 本特例措置の適用期限を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p> <p>また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）において、建築基準法第2条第9号の2に規定する「耐火建築物」の定義が改正されたことを踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条の6 同法施行令附則第12条第1項～第6項		
減収見込額	[初年度] ー ( ▲25,249 )	[平年度] ー ( ▲50,499 )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅取得者の初期負担を軽減する本特例措置により、住宅ストックの更新を通じた住宅の耐震化等を進めるとともに、国民一人一人が無理のない負担で安心して選択できる住宅市場を実現する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） （目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</li> <li>・安全な住宅・住宅地の形成</li> </ul> <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」</li> <li>・「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子ども的人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」</li> <li>・「住宅の改修による耐風性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地の耐震性の向上」</li> </ul> <p>（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率</li> </ul> <p>&lt;国土交通省政策評価体系における位置付け&gt; 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 35 ①住宅 ②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率</p>
	政策の達成目標	住生活基本計画において、以下のとおり定められている。 ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30）→ おおむね解消（令和12）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30）→ おおむね解消（令和12）
政策目標の達成状況	・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30）	
有効性	要望の措置の適用見込み	557,294件（直近過去5年間の適用実績の平均による）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	持家・賃貸を含めた住宅ストックの耐震性の向上等を図るため、取得費用及び固定資産税評価額が高額である新築住宅を取得する際の初期費用を軽減することが必要である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																														
	要望の措置の妥当性	新築住宅を取得する大半の者を対象とする支援措置であり、個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。																														
税負担軽減措置等の適用実績	<p>本特例措置の新規適用実績（適用件数、軽減額）</p> <table border="1" data-bbox="411 568 1485 792"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">地方税法附則第15条の6第1項</th> <th colspan="2">地方税法附則第15条の6第2項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>402,595（戸）</td> <td>18,383（百万円）</td> <td>194,930（戸）</td> <td>9,358（百万円）</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>387,177（戸）</td> <td>17,828（百万円）</td> <td>194,111（戸）</td> <td>9,362（百万円）</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>383,030（戸）</td> <td>17,850（百万円）</td> <td>191,854（戸）</td> <td>9,402（百万円）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>353,195（戸）</td> <td>17,588（百万円）</td> <td>175,911（戸）</td> <td>9,106（百万円）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>333,949（戸）</td> <td>16,804（百万円）</td> <td>169,718（戸）</td> <td>8,446（百万円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：固定資産の価格等の概要調書（総務省）</p>			地方税法附則第15条の6第1項		地方税法附則第15条の6第2項		平成30年度	402,595（戸）	18,383（百万円）	194,930（戸）	9,358（百万円）	令和元年度	387,177（戸）	17,828（百万円）	194,111（戸）	9,362（百万円）	令和2年度	383,030（戸）	17,850（百万円）	191,854（戸）	9,402（百万円）	令和3年度	353,195（戸）	17,588（百万円）	175,911（戸）	9,106（百万円）	令和4年度	333,949（戸）	16,804（百万円）	169,718（戸）	8,446（百万円）
	地方税法附則第15条の6第1項		地方税法附則第15条の6第2項																													
平成30年度	402,595（戸）	18,383（百万円）	194,930（戸）	9,358（百万円）																												
令和元年度	387,177（戸）	17,828（百万円）	194,111（戸）	9,362（百万円）																												
令和2年度	383,030（戸）	17,850（百万円）	191,854（戸）	9,402（百万円）																												
令和3年度	353,195（戸）	17,588（百万円）	175,911（戸）	9,106（百万円）																												
令和4年度	333,949（戸）	16,804（百万円）	169,718（戸）	8,446（百万円）																												
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>① 適用総額の種類 税額</p> <p>② 適用総額 令和元年度：102,045,955（千円） 令和2年度：104,077,257（千円） 令和3年度：98,641,788（千円）</p>																															
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	耐震基準が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率の改善に寄与している。																															
前回要望時の達成目標	・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30）→ おおむね解消（令和12）																															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き良質な住宅ストックの形成を目指す。																															
これまでの要望経緯	<p>昭和27年度 創設（通達） 昭和38年度 創設（法律） 昭和56、60、平成10、12年度 拡充 昭和50、54、57、60、63 延長 平成3、5、8、10、12、14、16、18、20、22、24、26、28、30年度 延長 令和2、4年度 延長</p>																															